

帝国教育会「朝鮮教育方針建議案」の作成過程 ——「教育勅語」について——

久保田 優子

はじめに

1910年8月29日に日韓併合がなされると、朝鮮人教育について、内地では議論が活発化した。また、初代朝鮮総督寺内正毅は、植民地教育の方針や学校制度について、総督府の教育関係者と慎重に検討を行うとともに、帝国教育会から建議を受けたり、法学者穂積八束に意見を伺うなどして、約1年後の1911年8月23日に、朝鮮教育方針を規定した「朝鮮教育令」を公布した。この「朝鮮教育令」では、朝鮮人教育の基本は「教育勅語」に拠ることとされた。

実は、現地の事情をよく知る総督府教育関係者には、天皇への忠義心のない朝鮮人を「忠良化」するのは不可能であるとの主張もあった。⁽¹⁾また、当時の朝鮮人教育に関する内地教育世論は、「儒教主義」、「教育勅語」論、「教育勅語」時期尚早論など様々であった。⁽²⁾

以上のような現地朝鮮での「忠良化」反対論、内地での「儒教主義」、「教育勅語」時期尚早論にもかかわらず、結局、「朝鮮教育令」では、第二条に「教育ハ教育ニ闕スル 勅語ノ旨趣ニ基キ忠良ナル国民ヲ育成スルコトヲ本義トス」と、朝鮮人教育の基本は「教育勅語」に基づくこととなった。

一方、寺内が、朝鮮教育方針策定過程で、建議を受けたことが明らかになっている帝国教育会「朝鮮教育方針建議案」(以下「建議案」と略す)にも、「教育勅語の聖旨を普及し…(中略)…日本臣民たるの利益及び希望を十分に了解せしむる…(中略)…一般朝鮮人のために日本臣民として必要なる徳操を涵養し」とあり、⁽³⁾両者は基本方針として、「教育勅語」を普及して「同化」する点が共通である。また、建議を受けた当日の寺内の考えは、「儒教主義」であったが、⁽⁴⁾建議を受けた後は、寺内が書いたとされる『朝鮮学制案ノ要旨』によると、「忠実なる良民育成」が教育方針とされた。⁽⁵⁾このように、建議を受けたあとで、それまでの「儒教主義」から「忠良化」へと寺内の朝鮮教育方針が変化しているのは、建議の影響と考えられる。

そこで、なぜ朝鮮人教育は、「教育勅語」に基づくこととされるに至ったのかを解明する一助として、「建議案」において「教育勅語」を基本方針に置くことは、「建議案」作成に関わった委員のうちの誰の意見が反映されたものか、それはどのような意

図によるものか、を検討するのが本稿の目的である。⁽⁶⁾

これまでの研究で、「教育勅語」が、「朝鮮教育令」に明記された理由について取り扱っているのは、久保義三である。久保は、「教育勅語」は特殊主義的人間関係における徳を強調する倫理体系であるため、日本が推し進めていた法治国家の合法性とは相反する。そのため、内地では明文化できなかったが、朝鮮は軍事支配に基づいており、法治主義から遠く隔たっていたので、「教育勅語」の国法的拘束力が発生しえたし、内地においてもいざれ実現させるべく意図していたため、植民地教育令に明文化したと論じている。⁽⁷⁾しかし、内地の倫理体系である「教育勅語」教育を朝鮮人に行うことを可能とした根拠は何なのかについては、論じられていない。そこで、本稿では、「建議案」作成過程を検討することにより、その根拠を考察していくこととする。

「建議案」作成過程については、井上薰の詳細な研究がある。⁽⁸⁾井上は、「建議案」が原案から数回の審議・修正を経て成案になるまでの変化を詳細に検証するとともに、「建議案」作成に関わった数人の委員の朝鮮教育観を検討している。しかし、朝鮮教育の基本に「教育勅語」が置かれた経緯については、その検討が残されている。この点に関して、久保のいうように、内地の特殊な倫理体系を朝鮮人教育にも適用しようとするのであれば、各委員の「教育勅語」教育観及び「教育勅語」教育を中心的に担った教科である修身教育についての主張も検討の対象にしなければならない。

1. 「建議案」作成の経緯と朝鮮教育調査委員

(1) 「建議案」作成の経緯

帝国教育会では、1910年8月31日の理事会で、朝鮮教育調査委員に、幣原坦、三土忠造、小泉又一、戸野周次郎、中川謙次郎、佐々木吉三郎、多田房之輔の七氏を選定し、⁽⁹⁾次いで、9月7日の「第1回朝鮮教育調査会」で、伊沢修二、小川平吉、沢柳政太郎、樋口勘次郎の4氏を追加した。⁽¹⁰⁾次に、9月15日に開催された第1回委員会において、朝鮮教育方針に関する主な4項目（①日本語普及②儒教思想を破壊しない③「教育勅語」の徹底④衣食住の程度決定）について、意見を陳述したのは、沢柳政太郎、三土忠造、樋口勘次郎の3者であった。次は、これを伝える『教育界』の記事である。

「帝国教育会にては、朝鮮教育に関する十余名の委員を挙げ、調査を嘱託したるが、同委員等は、九月十五日午後四時より、第一回委員会を開けり。会する者、辻新次、沢柳政太郎、中川謙次郎、三土忠造、樋口勘次郎、多田房之輔氏等にして、沢柳、三土、樋口の諸氏より、朝鮮教育開発の為めには、（一）日語普及の急

務、(二) 従来の儒教思想を破壊せざること、(三) 教育勅語の御精神を徹底せしむること、(四) 衣食住の程度を定むること等の件に関し、夫々意見を陳述し、結局三土、樋口の両氏を特別委員に挙げ、具体的調査案を作成せしめ、更に総会を開く事に決して散会せり。」⁽¹¹⁾

一方、『帝国教育』の記事によると、「辻会長、多田房之輔、中川謙二郎、沢柳政太郎、三土忠造、樋口勘治郎の諸氏出席して相互の意見を交換」とあり、意見を交換したのは辻ら 6 名であった。⁽¹²⁾どちらの記事が正確であるか確認できていない。

1910年10月25日付けの「朝鮮教育方針」には、以下のように、樋口と三土が作成した朝鮮教育方針の原案大要が掲載されている。

「帝国教育会にては過般來、朝鮮に於ける教育方針に關し調査中なりしが、該問題に關する主査三土忠造、樋口勘次郎両氏に依りて、此程脱稿したる原案の大要は左の如しと。

一、教育勅語の意味を普及し、日本と朝鮮とが、古来特別なる關係を有せるを以て、両国の併合は当然の運命なる事を了解せしめ、且つ日本の臣民として文明の舞台に樹つ事は、朝鮮人民の發展の為め、有益なりといふ希望を与へしむる事。

二、日本語の普及を以て當面の急務とし全力を此事に注ぐ事、其の方法は

- (一)、初等教育には諺文及漢文を廃して、日本語を以て教授する事
- (二)、日本語を教授する学校に、適當なる補助を与ふる事
- (三)、師範学校を増設して、日本語に熟達したる多数教員を養成する事
- (四)、各種学校専門学校に於ても、日本文の教科書を用ふるを正則とする事
- (五)、日本語を以つて官用語とする事
- (六)、日本文にて書かれたる、家庭讀物の類を普及せしむる方針を探る事

三、教科書の編纂は特に重大なるを以て總督直隸の機關を設けて之に当らしむる事。」⁽¹³⁾

このように、第1回朝鮮教育調査委員会で、「三土、樋口の両氏を特別委員に挙げ、具体的調査案を作成せしめ」た結果、「原案の大要」に、「教育勅語の意味を普及し」が掲げられた。⁽¹⁴⁾つづく、朝鮮教育調査総会で、この「原案」の「勅語」部分は、そのまま決定案となり、⁽¹⁵⁾さらに、評議員会で「教員勅語ノ聖旨ヲ普及シ」と若干修正された。⁽¹⁶⁾そして、1911年3月25日発行の『教育時論』934号掲載記事「帝国教育会と朝鮮

教育」によると、「帝国教育会にては委員数氏を以て過日寺内總督を訪問し、朝鮮の教育方針に就き、嘗つて掲げたる通り、左の主旨を建議せり」とあり、建議内容は以下であった。

- 「一 教育勅語の聖旨を普及し、日本帝国と朝鮮半島との古来特殊にして親密なる関係を有すること、並に日本臣民たるの利益及び希望を十分に了解せしむることを務むべし。
- 二 日本語を普及することを当面の急務とし之に全力を注ぐべし。
- (一) 初等教育に於ては一切日本文の教科書を用ひ日本語を以て教授すべし。
- (二) 師範学校を増設し日本語に熟達せる多数の教員を養成す可し。
- (三) 中等学校及び専門学校に於ても漢文及び外國語の外、一切日本文の教科書を用ひ日本語を以て教授す可し。
- (四) 私立学校又は私塾にして主として日本語を教授するものには、相当の補助を与ふ可し。
- (五) 日本語の普及を目的とする通俗讀物の類を編纂し、廉価に販売する方法を講ず可し。
- (六) 一般朝鮮人をして日本語に習熟せしむる為め、日本語を以て官用語とし公文は凡て日本文を用ふ可し。
- 三 実業教育の普及に力を尽す可し。
- 四 教科書の編纂に重きを置き、總督直隸の機関を設けて之に従事せしむ可し。
- 五 一般朝鮮人の為めに日本臣民として必要なる徳操を涵養し、日常生活に必須なる知識技能を普及せしむる為め、相当の方法を講ず可し。」⁽¹⁷⁾

このように、実際の建議では、「教育勅語の聖旨を普及し」となったのである。つまり、「教育勅語」については、原案の段階からほとんど変更されずに建議に至ったのである。したがって、「教育勅語」教育は、第1回委員会での意見陳述者の意図が反映されたことになる。

(2) 「建議案」作成に関わった朝鮮教育調査委員

朝鮮教育調査委員は、幣原坦ら全11名で構成され、9月15日開催の第1回朝鮮教育調査委員会で朝鮮教育方針について意見陳述を行った者は、『教育界』の記事では、沢柳、三土、樋口の3名、『帝国教育』の記事では、辻会長ら6名であったが、どちらの記事が正確であるか確認できていないことは前述のとおりである。ただし、沢柳政太

郎、三土忠造、樋口勘次郎は両記事で意見陳述者とされていること、三土忠造、樋口勘次郎は、『教育界』で「三土、樋口の両氏を特別委員に挙げ、具体的調査案を作成せしめ」、⁽¹⁸⁾『帝国教育』で「三土、樋口二氏を特別調査委員に推薦して、調査案の作成を依頼」と、⁽¹⁹⁾両者は調査案作成者であった点から考えて、沢柳、三土、樋口の3者が深く関わったことは明らかであり、これら3者の朝鮮教育論及び「教育勅語」論、修身教育論は検討されなければならない。

また、「朝鮮教育調査会」設置を発案した幣原坦は、本格的な審議が開始された9月15日の委員会にも、それ以降も「各国殖民地教育状況調査」のため出席していないが、井上は、韓国学政参与官を勤めた幣原が、「物理的にも精神的にも重要な役割を果し、最初に幣原が方向づけた内容が基本になってその後の審議が進んだ」としている。⁽²⁰⁾そこで、「幣原の方向づけた内容」が、「建議案」にどのように反映されているか検討することも、朝鮮人への「教育勅語」教育の根拠解明上、必要である。⁽²¹⁾

さらに、井上は、原案作成者のひとりである樋口勘次郎についてもとりあげておらず、この点を補うのも、本稿の目的である。

また、他の委員のうち、小泉又一と伊沢修二是委員会に一度も出席しなかったし、小川平吉と佐々木吉三郎は、9月15日の委員会には出席していないので、⁽²²⁾検討対象からはずしてよいであろう。東京高等女子師範学校長中川謙次郎の朝鮮教育論については、井上は、「家庭教育の必要」を検討して、「朝鮮人教育方針は明確にはされていない」としているし、⁽²³⁾筆者が管見したところでも、朝鮮教育及び修身教育についての論説は見出すことができない。⁽²⁴⁾多田房之輔、戸野周次郎についても、井上は取り上げていない。両者には、併合前後において、朝鮮教育方針及び修身教育に関する記事は見出しえないため、本稿でも検討対象としていない。⁽²⁵⁾したがって、以下で、幣原坦、辻新次、三土忠造、沢柳政太郎、樋口勘次郎について検討していくこととする。

2. 各委員の朝鮮教育論及び「教育勅語」論・修身教育論

(1)幣原坦

①併合前の韓国教育方針

併合前の1905年11月の日韓保護条約（第二次日韓協約）以後、日本主導で行われた教育は「模範教育」といわれるが、この「模範教育」の基礎となったのが、幣原坦の教育案であった。幣原の略歴をみておこう。幣原坦は、1870年に大阪府で生まれ、1893年東京大学文科国史学科を卒業後、鹿児島造土館教授、山梨県立中学校長を経て、1900年11月に東京高等師範学校教授に転任、同在職のまま漢城に新設された中学校の教師として招聘され、教鞭を執っていた。その後、1905年2月韓国学政参与官となっ

たが、1906年6月罷免、帰国後文部省視学官、1910年8月東京帝大教授朝鮮史講座兼任、同年9月海外植民地調査、1912年1月に帰国した。併合前の幣原坦の韓国教育方針は、「韓国教育改良案」（1905年4月）に示されている。このなかで、

「明國ハ儒教ヲ布キテ以テ人心ヲ繫キタリシカ今頓ニ之ヲ滅絶セシメテ之ニ代フルニ忠君愛國義勇奉公ノ日本的道徳ヲ以テスルハ在来ノ氣運ニ一致セシテ而モ将来ノ國交ヲ危クスルノ虞ナキ能ハス…（中略）…從來韓國ノ形式的國教タリシ儒教ヲ破壊セズシテ而モ新智識ヲ一般ニ開発ス」⁽²⁶⁾

と、述べて、日本の道徳である「忠君愛國」を韓国人に教育することは、日本との「國交ヲ危クスルノ虞ナキ能ハス」と反対し、むしろ、「從來韓國ノ形式的國教」であった「儒教主義」に基づいて教育すべきだと説いていた。

さらに、幣原が1906年に韓国学政参与官を辞職後、東京帝大から朝鮮史講座開設準備のため欧米各国に派遣され、帰国後各植民地で視察した教育施設についてまとめた『文化の建設—幣原坦六十年回想記』のなかで、学政参与官時代の「韓国教育改良案」について、儒教存続の理由についてふれている。

「学制制定の方針も、極めて平凡な五箇条に止めた。（一）、日韓議定書が出来た以上は、努めてこの線に沿いながら、教育の改善を行う。（二）、韓国民の幸福を上進せしめる為には、善良にして平和なる国民性を涵養せしめねばならぬ。（三）、漸次日本語を普及せしめる。（四）、從来の國教たる儒教を破壊せずして、而も新知識を一般に開発する。（五）、学制は煩瑣を避け、課程は簡易ならしめる。これだけである。…（中略）…儒教は、日本の文化にも多大の影響を及ぼしているのだから、毫も之を斥けるに及ばず、唯その上に、現在韓國の要求する新知識を授ける」⁽²⁷⁾

と、「儒教は毫も之を斥けるに及ばず」と、併合前の幣原は、「儒教主義」であったことを再度述べている。

②併合後の朝鮮教育論

併合直後に、幣原が発表した朝鮮教育に関する論説「朝鮮の教育」で、

「総ての教育を通じて一番振はぬものは女子教育である、是は例の女子を賤む儒

教主義から来て居る為めである…（中略）…朝鮮の學問としては、近世文明の學に属するものなどは一つも無く、僅かに儒教の形式的倫理がある許り、夫れすら書房で論語孟子を暗誦的に授けられ、夫れで学校教育を終るので多いので、其上進んで新制度の下にある普通学校に入らんとする者は極めて稀れであるから、其の倫理觀などは浅薄は儲て置き、幼稚よりも寧ろ空虚であると評しても差支無い程である」⁽²⁸⁾

と、「儒教主義」については、女子を蔑むという点、及び儒教による倫理觀は空虚であるという点で否定的な見方をしている。したがって、前掲の9月15日開催の委員会で決定された4点のうち「（二）従来の儒教思想を破壊せざること」は、幣原の意向であったとは言えないであろう。また、併合後の教育方針については、なんら言及していない。

ところが、1918年の朝鮮視察後著した、『朝鮮教育論』では、

「勅語の御趣旨に基づき、忠良なる國民を育成することを道破したるは、従来未だ嘗てなかつた大胆なる宣言であるが、然しながら、最早合邦となつて、天に二日なきことが明瞭となつた今日に於ては、何等怪しむべき言でない。さて斯の如く言明されたからといつて、従来の歴史・習慣をも考慮せず俄に内地と同一の手段・方法を以て教育を実行しようとしたならば、恐らく其の中に一頓挫を生じて、却てこの大方針を具現することが出来ないであらう。是かゝる過渡の際にあつて、最も警戒しなければならぬ所である。…（中略）…教育の終局の目的は、素より内地と同様であつて、勅語の御趣旨により、忠良なる國民を育成するにあるけれども、其の採るべき方法に至つては、歴史を異にし風習を同じくせざる朝鮮へ、直に内地のものを適用すべからざることが少くない。故に朝鮮の歴史・習慣を研究し、時勢を察し、民情に鑑み、以てこれに適當なる方法を講じ、其の教育を施すことが肝要である。宜しく着実・穩健の思想を養ひ、質素を尚び、勤勉力行、各その業を励み、分に安んぜしむるを以て本義としなければならぬ。而して朝鮮旧來の美風・良俗は、意を用ひてこれを失はないように努めると共に、欠陥は、宜しく指導誘掖して、矯正せねばならぬ。かやうにいつてある。我々はこの注意によつて、教育令の実施が生きて来るこことを覚える」⁽²⁹⁾

と、述べている。つまり、「勅語の御趣旨に基づき、忠良なる國民を育成することを道破したるは、従来未だ嘗てなかつた大胆なる宣言である」と、「教育勅語」を朝鮮人教

育の基本に置いたことに驚きをかくしていない。このことから、幣原は、併合後の教育方針を「教育勅語」に拠るべきとの考えをもっていなかったことがわかる。しかし、「最早合邦となつて、天に二日なきことが明瞭となつた今日に於ては、何等怪しむべき言でない」と述べており、「教育勅語」に反対しているわけではない。ただし、その実施方法については、「朝鮮の歴史・習慣を研究し、時勢を察し、民情に鑑み、以てこれに適當なる方法を講じ、其の教育を施すことが肝要である」と、注意すべきと述べており、条件付の「教育勅語」賛成論であったと言える。

さらに、同書で、

「旧韓国時代には、何としても、一国の皇帝が歴然と位に居られたのであるから、忠君愛國の思想の鼓吹は、即ち日本の保護より独立する意味にもなつた。然るに合邦の今日に於ては、全く一天万乘の天皇陛下に対し奉つて忠義を教へるのである。而して其の間の歳月の経過が、僅に十年に過ぎないのであるから、或は多少の困難を免れないかと思はれましたが、今回の視察によつて見ると、事実左程でないのは、聊か心を安んずべきである。今日では、到る処に皇恩を説き聞かせ、次代の国民の思想は漸く一変せられんとしてゐる」⁽³⁰⁾

と、併合後僅か10年であるにもかかわらず、天皇陛下への「忠君愛國」の教育が困難なく実施されていることに安堵している。これは、幣原が併合前の韓国で行った日本的教育に対する、韓国人の強力な反発に苦慮した経験などから、併合後の「教育勅語」教育への反発をどれほど心配していたかを物語るものである。以上から、幣原が併合後の朝鮮人教育を「教育勅語」に拠るべきと主張していなかったと言えるであろう。

(2)辻新次

帝国教育会会长辻新次が、併合後の朝鮮教育について論じているのは、次の論説「朝鮮教育の方針」である。

「一体教育上の憂慮とする所は主義方針が終始ぐらへして一定しない事に在る、朝鮮教育が今日迄隨分手を尽した割に効果の挙らぬのは之が為であらう、余の見る所に依れば、今後朝鮮人民に対しては国語教育道徳教育及実業教育を施すを以て最も緊急必要であると思ふ、其次第は大略左の如くである。… (中略) … (二) 道徳教育は徳義を尊び人道の重んず可きを知らしむるのが本義である、現今の朝

鮮人民には特に其必要を感じる又公徳養成には特に意を用ひたい、政道○（判読不能）敗して人民の行為が総て乱脈となり親戚、朋友、郷党、隣里の間に信愛敦厚の美行なく随つて共同の福祉を増進することの出来ぬのは誠に哀れな事である、故に道徳教育を普及せしめて早く其効果を挙げたい。」⁽³¹⁾

このように、辻は、「国語教育」「道徳教育」「実業教育」をすべきと主張している。辻は、これら3つの教育を同列に論じており、教育の基本として、とりたててどれかを主張しているわけではない。ただし、前述の当時の内地教育世論に照らし合わせれば、教育の基本としては、「道徳教育」論ということになる。「建議案」には、「道徳教育」は示されておらず、この点で、辻新次の主張は反映されてはいなかったと言える。

(3)三土忠造

三土忠造は、韓国赴任時代、教科書編纂を中心に担い、「模範教育」を推進し、植民地教育の基礎固めに貢献した人物である。三土の略歴は、1897年東京高等師範学校卒業後、高等師範学校附属中教諭となり、1902年1月から4年間英独留学、帰国後は高等師範学校教授となり、1906年6月韓国に赴任し韓国学政参与官、その後学部書記官となった。また、東京高等師範学校附属中学では国語を担当しており、1898年の『中等国文典』刊行をはじめ、欧州留学から帰国直後の1906年1月に『女子国文典』刊行等、国語教育の専門家であった。三土は、1908年4月学部書記官を辞職、帰国後、衆議院議員に当選し、同年11月から1911年2月まで東京日日新聞に勤務、1912年5月総選挙で首位当選した。⁽³²⁾

併合直後の論説「朝鮮人の教育」によると、以下のように、

「吾々の我が皇室に対して考へて居る道念を表はす忠と云ふやうな意味は、儒教の何の本を見ても余り多く無いのである、若し日本の儒教主義を其の儘朝鮮人民に吹込まふとするならば、是は或は考へものでは無いかと思ふ…（中略）…朝鮮人に、殊に欠けて居る徳性に重きを置いて道徳教育をすると云ふことが最も急務中の急務だらうと思ふ、朝鮮人には勤勉力行責任及び義務の観念、廉潔方正、公共心などの法性が著しく欠けて居る…（中略）…今直ぐに日本人と同じやうに我が皇室に対して忠君愛國を強ひると云ふことは早や過ぎる先づ人間としての品性を高めて置いて、然る後の仕事でないかと思ふ」⁽³³⁾

と述べていたように、「日本の儒教主義を其の儘朝鮮人に吹込むのは考へもの」であると、「儒教主義」に反対し、「道徳教育」を主張したが、一方で、「皇室に対して忠君愛国を強ひると云ふことは早や過ぎる」と、「教育勅語」教育尚早論者でもあった。したがって、三土が「教育勅語」を主張したとは、言いがたい。

(4) 沢柳政太郎

沢柳政太郎は、文部官僚時代の天皇制公教育の構築者として、又、第一次新教育運動のリーダーとしての人間像の二面性をもっていることで知られている。⁽³⁴⁾ここで、「建議案」作成前後の教育行政家であったときの沢柳政太郎の経歴を概観しておこう。沢柳は、1900年に文部省普通学務局長として小学校令改正を行い、1906年7月から1908年7月まで、牧野文部大臣の下で文部次官を務めた（牧野大臣の辞職により次官辞任）。そして、1909年に東京高等商業学校長事務取扱兼講師、貴族院議員、『中学修身書』（全5冊）出版、1910年に高等教育会議議員、『孝道』（上下巻）出版、『女子修身訓』（全4冊）出版、1911年に東北帝大総長、『実業修身訓』（全5冊）を出版している。⁽³⁵⁾

委員当時、東京高等商業学校長の沢柳が朝鮮教育について論じたのは、1910年10月に雑誌『帝国教育』339号に掲載した論説「朝鮮教育は日本語普及に全力を傾注すべし」である。

「余が朝鮮教育に関する意見は、既に新聞などにもあらはれて居るが、日本語の普及を当面の急務なりとするものである…（中略）…当分の間日本語普及に全力を注いで、一氣呵成に、此の基礎的であると同時に、永久的であるところの教育をしつけるがよいと思ふ。国民統一の為めには法律制度の統一も必要である。風俗習慣の統一も必要である併し何よりも必要なるは言語文字の統一である。日本語の普及は即ち日本思想の普及である。第二期の教育の方策であると同時に、直接絶対の価値をも具へてゐる。」⁽³⁶⁾

この主張では、国民統一のために最も必要なのは言語文字の統一であり、日本思想そのものである日本語を普及し、そのあとで永久的教育をする、というのである。この永久的教育については、翌年2月「鮮人教育と国語問題」で、以下のように説明している。

「朝鮮を併合したるに依つて、二千年來の我が國の統一、強固なる国家的基礎をし

て、一分の緩漫を來させないのみか、益々統一を完全ならしめ、その基礎を強固にならしむるのが、国民及び統治者の大なる義務である。而して、之れが目的を完全に遂行するには、朝鮮人を純日本人に化せしむるより外はないと云つてもよいのである、朝鮮人を日本人化するには、如何なる方針を執つたらよいかと云ふに、先づ、それには第一歩として日本語を彼等朝鮮人の間に普及せしむるより先なるはないのである、即ち日本語を朝鮮語にして仕舞ふのである…（中略）…朝鮮人が日本人を理解すると同時に、日本人が朝鮮人を理解して初めて眞実の朝鮮人教育の方針も定め得らる可きものであると思ふ。」⁽³⁷⁾

つまり、当面は日本語により日本思想を普及させ、そのあと純日本人化する教育を行って統一するというのであるが、この時点では、朝鮮人教育方針については明確にしていない。

一方、「教育勅語」に対する考え方として、1905年に沢柳政太郎が著した『時代と教育』には、

「若し我国体にして上に万世一系の皇室を戴くことからしめたならば、我々は決して此戦争に當つて今日までの如き経過を見ることは出来なかつたであらうと思ふ。」⁽³⁸⁾

と述べているように、沢柳は、日露戦争の勝因は万世一系の国体にあると考えていた。

さらに、1910年に著した『我国の教育』において、

「日本人の特質として第一に挙ぐべき所のものは忠義心である。万世一系の皇室に対する心である。此忠義心は建国の初より今日に至るまで幾多の変化の中に於て變る所がなかつたものである。将来日本は如何に進歩發達するも、此一つは未來永劫變ることのないものである。…（中略）…茲に至つて勅語によつて道徳教育の基礎も定まることを得るのである」⁽³⁹⁾

と、沢柳は、日本人の特質は皇室に対する忠義心であり、「勅語」によって道徳教育の基礎が定まると論じていた。⁽⁴⁰⁾

さらに、内地での修身教育について、建議後で「朝鮮教育令」公布前に、次のように、その効果があがっていないと批判している。

「現在の改正国定修身教科書の行はれるまでの以前の修身教科書、是れは私も編纂に關係して居りましたが、それは人物主義と、徳目主義と、其の両方の長所を採つて編纂したと云ふやうな訳で、趣意書にも明にしてあります…（中略）…従来の修身教授のやり方は論理的の順序を追ふて施さうとして居るが、修身教授として効果あらしめやうとするには心理的順序によらなければならぬ…（中略）…従来の所謂徳目主義にしても、人物基本主義にしても多くは論理的の順序を踏んで教授する。それは大体に於て誤つて居る。従来の教授法は開発して行かねばならぬものを、注入主義でやる。自然に内から発達するのを促すと云ふやり方でなくして、人工的に、人造の造花をするやうな遣方をやつて来て居ると思ふ。何れの方面から見ても正当なるものでない、又これは効果の少なかつたと云ふことも十分に説明し得る」⁽⁴¹⁾

と、修身教授の効果があがっていないのは、沢柳自身も編集に参画した修身教科書の徳目主義・人物主義があやまっていたためであったと批判していた。

以上のように、沢柳は、修身教育強化論を述べて、内地の国民統合のために「教育勅語」教育を強化すべきと説いていた。

(5)樋口勘次郎

樋口勘次郎は、三土忠造と同年生まれで、1895年に東京高等師範学校を卒業している。つまり、三土の2年先輩である。同校卒業と同時に、同校訓導兼助教諭を経て、1898年文部省教員講習会講師、1899年同校教諭となる。このとき、フランシス・パークナーの提唱した「活動主義」を導入し、高等師範学校出身で初の初等教育実践者として有名である。1900年から3年間の英仏留学を経て、帰国後は、教育実践から離れ、報知新聞記者、早稲田大学講師、帝国教育会主事(1910.1~1912.5)等を歴任した。⁽⁴²⁾

委員当時、帝国教育会主事をしていた樋口は、教育に関するいくつかの論説を書いている。しかし、朝鮮教育について論じたものは見出しえない。⁽⁴³⁾

一方、修身教育については、樋口は、先に沢柳が修身教育強化を論じた、その同じ教育教授研究会で、次のように、

「修身教授の効果が挙つて居らぬことは、（別項に於て）沢柳先生が論ぜられた通りである。其の原因が知識を与へることに重きをおいて、人性の開発法を誤つてゐるにあり、又心理的順序を考へないので、主として論理的順序に拘泥して居るにあり、と云ふやうなことも大体御同意であります…（中略）…沢柳先生は、現在

の国定制教科書に不適当な点がある様に批評せられましたが、私は遡つて国定制度と云ふものを疑ふ…（中略）…国定制度の主唱者たる沢柳先生が現在の国定制度に飽きたらないやうなものである…（中略）…先づ官民併用位の方針を定めて、三四年の後から実施するといふことにして、十分の準備期をあたへて、徐々として改良をほどこして参りたいものだと思ひます」⁽⁴⁴⁾

と、修身教授の効果があがっていないことを認め、その原因が教授方法や教科書の編纂方針にあるという沢柳の意見に賛意を表するとともに、教科書の国定制度自体に反対していた。実は、教科書制度については、沢柳は国定化論者、樋口は自由化論者であり、二人は対立していたのである。⁽⁴⁵⁾

そして、論説「德育不振の原因」で、当時の道徳紊乱は、学校内での教育のみでは解決されず、教育者は、政治・実業・軍事などのあらゆる社会の大人の薰陶をすべきである、と主張していた。

「政治社会と言はず、実業社会と言はず、宗教界と言はず、教育社会と言はず、今日吾国のあらゆる社会の道徳が甚しく紊乱して居ることは、識者先覚の見て以て不愉快とし、危険とし、憂懼する所である…（中略）…道徳教育をして不振ならしむる原因、換言すれば学校教育の妨害を、他の方面からする所のものが数多ある…（中略）…思ふに今日の政治界、実業界の道徳の有様は、明治の教育の無力なる結果であるとは言へ、又循環して明治の教育をして、無力ならしむる原因ともなつて居ると思ふ…（中略）…其の不徳の行為が、白中公然と行はれてゐるに於ては、如何に教育者が学校の教室で修身書を読ませ、教育勅語を説法しても、其の子弟を社会へ出した時に直に崩されてしまふは当然の道理で誠に歎はしいことである。若し学校で教へられた如く、真面目に行つて居つたならば、忽ち社会の弱者、失敗者となることは、恰も愚直なる教育者流が、前世紀の人間の如く扱はれてゐるにも比すべきであらう…（中略）…教育者に望む所は、単に学校道徳にのみ眼を注がずして、直に社会に向つて皮下注射を行つて、政治界、実業界、軍人界、有ゆる社会の現在の大人を薰陶することに心掛けることである。」⁽⁴⁶⁾

このように、樋口は社会道徳の紊乱を厳しく叱責していたが、樋口自身の人間性には問題もあったようである。樋口の人物評として、樋口の後に『帝国教育』主筆を引き受けた藤原喜代蔵により、

「当時の『帝国教育』は、前主筆の樋口勘治郎君が、放漫無責任な編輯をやつて、極度に信用を落した後であつたから、内容を改善して信用を回復するのは、なかなか骨の折れる仕事であつた。…（中略）…人間としては、不眞面で信用できぬ人物であつた。…（中略）…彼が高等師範学校附属小学校にあつた時は、将来の同校主事として、嘱望せられた有力な候補者であつた。しかし、校長の嘉納治五郎に擯席せられて、終ひに退職の止むなきに至つた。…（中略）…樋口自身の心中に於たは、大日本教育団を踏台にして、文部省に入り、何か適當な職業にあり付かんとする底意があり、同志としては憤慨に堪へないものがあつた…（中略）…その人格が低劣で、品性が悪く、世の指弾して措かざる小人…」⁽⁴⁷⁾

と酷評されている。

また、樋口は、「社会主義の迷妄」と題した論説を、1910年10月から1911年4月まで、5回にわたって、『帝国教育』に発表し、社会主義は社会の安寧秩序に有害であるから、その撲滅と予防に教育者も協力すべきであると主張しており、当時の桂内閣が推し進めていた国民統合強化のための教育政策擁護者であった。⁽⁴⁸⁾

実は、樋口は、1904年1月に『国家社会主義新教育学』（同文館）を出版していたが、小林健三によると、「樋口が特別に国家社会主義者になったわけではなく…（中略）…かれの主張した国家社会主義教育とは、要するに従来さして重視されなかった国家、法制、経済など市民として生活上必要な事項を、社会教科とよび、この特設を提唱したもの」であった。⁽⁴⁹⁾実際に、樋口自身が、ほぼ同時期に、『教育実験界』に載せた論説で、教育を社会的にすべきだと主張している。⁽⁵⁰⁾さらに、樋口が社会主義者ではなく、「教育勅語」擁護者であったことは、1908年に著した『教育勅語の御精神』に示されている。同書で、

「思ふに聖意の存する所は我國民に鼓吹するに同胞一家の精神を以てし、挙国相一致し、共同し和合して、國運を天壤無窮ならしめよと教へ給ふにあり。即國家社会主義は勅語の三百余字を一貫せる大原則なるが、余は之れを理学的に解釈するを要旨とせり。著者の見る所にては、理学即道德学、道德即宗教にして、勅語は實に教育の中心、德育の綱要、新宗教の經典たるべきものなり」⁽⁵¹⁾

と述べているように、「国家社会主義の大原則は勅語」とみなしている。したがって、樋口の言う「国家社会主義」の意味は、いわゆる「社会主義」ではなかった。

3. 内地の修身教育と「建議案」との関係

ここで、内地の修身教育をみておこう。日清戦争以後、内地では、すでに産業資本主義体制を整えた各種の工場で労働争議が頻発していた。時の第一次西園寺内閣は、資本主義の順調な発達により、列強との経済競争に打ち勝つ実力を養成しようとして、「教育勅語」の「国家に対する義務」の教えを強調していた。この西園寺内閣で、教育行政を担当していた牧野伸顕文部大臣（1908年7月まで）は、日露戦争の勝因を国民教育に帰する教育界の世論を承認し、「教育勅語」には、国民に民族的国家的自覚を身に付けさせる教育機能があると考えていたのであった。これを西園寺内閣が容認したことは、次の桂内閣において、「教育勅語」を活用し、国民統合のイデオロギー政策に使用する道を開いたのであった。⁽⁵²⁾この牧野文部大臣の下で、文部次官として修身教育にあたったのが、沢柳政太郎であった。

つづく第二次桂内閣（1908年7月～1911年8月）の文部大臣小松原英太郎は、「教育勅語」教育を強化していた。小松原は社会主義の拡大を抑え、天皇のもとへの国民統合を促進し、国家秩序の安定化、固定化を実現しようとした。それまで先進諸国を目標に、国民の啓蒙を重要な国家的課題として進められてきた明治国家の教育政策は、このとき以後、国民統合の強化自体を、教育政策の重要な課題の一つとするようになった。⁽⁵³⁾これは、ちょうど、帝国教育会が朝鮮教育方針を検討していた、まさにその頃であった。

内地での小学校教育を規定した「小学校令」（明治23年〔1890〕10月7日勅令第215号）に、「第一条 小学校ハ児童身体ノ発達ニ留意シテ道徳教育及国民教育ノ基礎並其生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」とあるように、「教育勅語」は明記されていない。⁽⁵⁴⁾そして、科目の内容を規定した「小学校教則大綱」で、「修身」の要旨については、以下のように、「教育ニ關スル 勅語ノ旨趣ニ基キ児童ノ良心ヲ啓培シテ其徳性ヲ涵養」と、「教育勅語」が明記された。

「第二条 修身ハ教育ニ關スル 勅語ノ旨趣ニ基キ児童ノ良心ヲ啓培シテ其徳性ヲ涵養シ人道実践ノ方法ヲ授クルヲ以テ要旨トス
尋常小学校ニ於テハ孝悌、友愛、仁慈、信実、礼敬、義勇、恭儉等実践ノ方法ヲ授ケ殊ニ尊皇愛國ノ志氣ヲ養ハンコトヲ務メ又國家ニ對スル責務ノ大要ヲ指示シ兼ネテ社会ノ制裁廉恥ノ重ンスヘキコトヲ知ラシメ児童ヲ誘キテ風俗品位ノ純正ニ趨カンコトニ注意スヘシ
高等小学校ニ於テハ前項ノ旨趣ヲ廣メテ陶冶ノ功ヲ堅固ナラシメンコトヲ務ムヘシ（以下省略）」⁽⁵⁵⁾

この「小学校教則大綱」第二条にしたがって、教科書が編纂されたのである。第一期の国定修身教科書（1903年発行）は、徳目主義・人物主義によって編纂され、その特徴は、人間関係における社会性を示した市民倫理が多く見られたことである。国家に対する教材は、天皇への忠誠を重視する教材觀ではなく、国民の権利・義務、公益・殖産などの公民的教材が多く、近代市民的な性格を示していた。⁽⁵⁶⁾最初の国定教科書に対しては、第一期国定教科書の編集者であった沢柳政太郎自身、それに、樋口勘次郎、東久世通禧、田中不二麿、野村靖、日本弘道会等により反論がおこり、第二期の国定教科書（1908年～1916年）は、日露戦争後の伝統的価値体系の動搖を天皇制イデオロギーの注入によってくいとめようとして編集され、「忠孝の念」が強調されることになった。⁽⁵⁷⁾

以上の考察を総合すると、沢柳、樋口両者は、「教育勅語」擁護者で、修身教育強化論者であったこと、とりわけ沢柳は、内地きっての修身教育の専門家であったこと、樋口は、帝国教育会主事であるとともに三土の先輩でもあったことから判断して、第1回朝鮮教育調査会で、沢柳、樋口両者が「教育勅語」を持ち出したであろうこと、三土の「教育勅語」尚早論は押し切られたか、あるいは、持ち出すことすら出来なかつたであろうこと、「原案」作成段階で、「教育勅語の意味を普及」部分を担当したのは、樋口勘次郎であったことは想像に難くない。そして、沢柳や樋口ら、「教育勅語」に基づいた修身教育の改善により内地の国民統合を強化すべきと説いていた論者が、朝鮮人教育においても「教育勅語」を教育の基本に据えることを主張したのは、天皇への忠義心をもたない朝鮮人にも、「教育勅語」を適用することにより、内地人に統合しようと考えていたからであった。

おわりに

以上、検討したように、幣原は、学校制度の整備や日本語普及の面で植民地教育の基礎を築いたが、併合後の朝鮮人教育方針については、彼の意図が反映されたわけではなかった。そして、「建議案」において「教育勅語」が朝鮮人教育の基本に置かれたのは、内地の「教育勅語」による国民統合強化政策の擁護者であった沢柳や樋口らの主張が反映されて、朝鮮人をも「教育勅語」により統合しようとの意図からであった。

ただし、沢柳は、その後も継続して朝鮮人への「教育勅語」教育に賛成であったわけではない。小原国芳の回顧によると、「時の朝鮮総督の齊藤^(ママ)勇海軍大将から、朝鮮統治のことと関連して、英國では、アイルランドは英本国と仲よく行くか行かぬかを見て来てくれと頼まれて、三ヵ月もの日子を費して、綿密に視察された結果…（中略）…日本も朝鮮統治に対しては、教育勅語はつかわないで、五ヵ条の御誓文をつかった

がいいという御進言なぞ、さすがに、先生だと、偉大なる達見を感じいたしました…（中略）…朝鮮総督から、朝鮮教育で、日本の『教育勅語』を用いるべきか否かの試問に対し、先生は否とハッキリ答えられました。「一旦緩急あらばという文句、朝鮮には、どう考えてみてもマズい。必要とするならば五ヵ条の御誓文を使うが宜しい。あれは世界のドコにも見出せない堂々たる大文章だ」と、実にハッキリした態度でした」とある。⁽⁵⁸⁾朝鮮総督齊藤とは、第3代（1919.8.11～1927.4.14）か第5代（1929.8.17～1931.6.16）のどちらの時期であるかは確認できないが、「朝鮮教育令」公布後、しばらくして、沢柳は、天皇への忠義心がない朝鮮人に対する「教育勅語」教育は不適切である、という考え方を示しているのである。実際に、朝鮮人の独立運動がその極に達した1919年の三・一運動後に改正された「第二次朝鮮教育令」（1922年2月公布）では、「教育勅語」の文言が削除されている。しかし、このことが即「教育勅語」教育廃止を意味するものではなく、実態としては継続された。沢柳の「教育勅語」教育に対する考え方の変化は、英國視察の影響もあるが、併合後も打ち続く朝鮮人の抵抗運動・独立運動が、「教育勅語」をもってしても、朝鮮人を日本人に統合することがいかに困難であるかを知らしめたからであろう。

注

1. 『教化意見書』（1910.9）、渡部学・阿部洋編『日本植民地教育政策史料集成〔朝鮮篇〕』第69巻、龍溪書舎、1991、所収。（以下、『史料集成』と略す）
2. 「儒教主義」を主張したのは、喜田文学博士「朝鮮の教育を如何にすべきか」『教育學術界』22-1、1910.10.10、雜纂、堀尾石峰「新國民の教育」『教育時論』915、1910.9.15、学說政務、木場貞長「朝鮮教育の要旨《附、儒教主義を採用すべきか》」『教育時論』915、1910.9.15、学說政務、等であった。「教育勅語」を主張したのは、「新領土の教育」『教育時論』915、1910.9.15、社説、櫻陰太田保一郎「朝鮮教育に就きて」『教育（茗渓会）』339、1911.5.15、論説、等であった。また、「教育勅語」時期尚早論を主張したのは、三輪田元道「朝鮮併合と我國民教育」『教育實驗界』27-1、1911.1.5、思潮界、市村瓊次郎「日韓併合と精神統一」『教育界』9-12、1910.10.3、論説、「大なる国民的疑問」『教育實驗界』27-1、1911.1.5、主張、等であった。
3. 「帝国教育会と朝鮮教育」『教育時論』934、1911.3.25。
4. 「朝鮮教育と総督」『教育時論』934、1911.3.25、時事彙報。
5. 阿部洋『日本植民地教育政策史料集成（朝鮮篇）総目録・解題・索引』龍溪書舎、1991、P.204、によると、『朝鮮学制案ノ要旨』[『史料集成』第69巻、所収]は寺内が書いたとしている。
6. 本稿は、平成16年度科学研究費補助金基盤研究（C）「植民地朝鮮における日本語教育の論理に関する研究」の研究成果の一部である。
7. 久保義三『天皇制国家の教育政策』、頸草書房、1979、pp.14・16・20。
8. 井上薰「日本帝国主義の朝鮮に対する教育政策－第一次朝鮮教育令の成立過程における帝国教育会の関与－」『北海道大学教育学部紀要』第62号、1994.1、pp.193～211。

9. 「理事会」『帝国教育』338、1910.9、会報。
10. 「朝鮮教育調査委員会」『帝国教育』339、1910.10、会報。
11. 「朝鮮教育調査会」『教育界』9-12、1910.10.3、内国彙報。
12. 「朝鮮教育調査委員会」『帝国教育』339、1910.10、会報。
13. 「朝鮮教育方針」『教育時論』919、1910.10.25、時事彙報。
14. 同上。
15. 「教育会と朝鮮教育」『教育時論』926、1911.1.5、時事彙報。
16. 「朝鮮教育の方針（評議員会決議）」『帝国教育』344、1911.3.1、会報。
17. 「帝国教育会と朝鮮教育」『教育時論』934、1911.3.25。
18. 前掲記事、「朝鮮教育調査会」。
19. 前掲記事、「朝鮮教育調査委員会」。
20. 井上薰、前掲論文、「日本帝国主義の朝鮮に対する教育政策 — 第一次朝鮮教育令の成立過程における帝国教育会の関与 —」、p.194。
21. 幣原についての先行研究では、統監府時代に幣原が行った普通学校・実業学校の充実や日本語の普及は植民地政策の礎となったとされている。稻葉繼雄「旧韓国の教育近代化と日本人の役割」『昭和56年度筑波大学学内プロジェクト研究報告書』1982.3、p.34、馬越徹「漢城時代の幣原坦 — 日本人お雇い教師の先駆け —」『国立教育研究所紀要』第115集、1988.3、p.143、佐藤由美「学政参与官幣原坦の韓国教育に対する認識とその活動」『教育研究』35、1991、p.81、等参照。
22. 井上薰、前掲論文、「日本帝国主義の朝鮮に対する教育政策 — 第一次朝鮮教育令の成立過程における帝国教育会の関与 —」、p.195。
23. 同上、pp.201～202、及び、中川謙次郎「家庭教育の必要」『毎日申報』1910.9.16、論説。
24. 中川謙次郎の他の論説では、「女子教育上の所感」（『帝国教育』391、1915）において、国家と女子との関係を論じるとともに女子教育のあり方を提唱している。
25. 多田房之輔は千葉出身で東京高等師範卒の小学校教諭、帝国教育会創立当時から約30年間同会の評議員や常置委員主事等を歴任した人物。多田は、「帝国教育会の回顧」（『帝国教育』635、1933、に掲載）を書いていているものの、その中で朝鮮教育調査委員会にはふれていない。戸野周次郎は当時東京市教育課長を勤めており、併合後に論説「通俗教育調査会に就て」（『教育界』10-10、1911、に掲載）等を書いてている。
26. 幣原坦「韓国教育改良案」『史料集成』第63巻、所収。
27. 幣原坦『文化の建設 — 幣原坦六十年回想記』吉川弘文館、1953、p.29。
28. 幣原坦「朝鮮の教育」『日本及日本人』541、1910.9.15、東西南北。
29. 幣原坦『朝鮮教育論』六盟館、1919、pp.49～50。
30. 同上、pp.87～88。
31. 辻新次「朝鮮教育の方針」『教育時論』915、1910.9.15、時事彙報。
32. 『日本人名大事典 現代』平凡社、1990、広瀬英太郎編『三土忠造』三土先生彰徳会、1962、p.575。
33. 三土忠造「朝鮮人の教育」『教育界』9-12、1910.10.3、論説。
34. 佐藤秀夫「文部官僚としての沢柳政太郎」『沢柳政太郎全集』別巻、国土社、1979、p.250。
35. 沢柳礼次郎「年譜」『吾父沢柳政太郎』富山房、1937、pp.3～12。『日本人名大事典』第三巻、平凡社、1990、及び、『教育人名辞典』I・下巻、日本図書センター、1989、『教育人名辞典』III・下巻、日本図書センター、1989。
36. 沢柳政太郎「朝鮮教育は日本語普及に全力を傾注すべし」『帝国教育』339、1910.10 論説。
37. 沢柳政太郎「鮮人教育と国語問題」『朝鮮』36、1911.2.1、論説。

38. 沢柳政太郎『時代と教育』同文館、1905、p.35。
39. 沢柳政太郎『我国の教育』同文館、1910、pp.98～111。
40. 小原国芳『沢柳教育—その生涯と思想—』玉川大学出版部、1961、pp.212～215、も沢柳の「勅語」觀について同様の見解である。小原は、沢柳に請われて成城学園で教え、自身も玉川学園を創設し、両学園の教育・經營に当たった人物である。
41. 沢柳政太郎「修身教授の不成績なる原因（教育教授研究会に於ける講演）」『帝国教育』346、1911.5.1。
42. 『教育人名辞典』I・下巻、日本図書センター、1989。『日本近代教育史事典』（監修 海後宗臣、日本近代教育史事典編集委員会編集）平凡社、1971、p.270。
43. 樋口が、併合前後に発表した朝鮮教育以外の教育に関する論説には、「貴族院に於ける教員待遇に関する建議」『帝国教育』333、1910.4.10、「新定国語読本卷一巻を読む」『帝国教育』331、1911.2、「世界の大勢を論じて教育者の覚醒を促す」『教育学術界』23-5、1911.8.10等がある。
44. 樋口勘次郎「修身教授法の改良」『帝国教育』346、1911.5.1。
45. 1901年当時普通学務局長であった沢柳は、当時の教科書制度にまつわる諸弊害（教科書の採定をめぐる汚職事件）を矯正するには、国定化のほか有効なみちはないと論じ（「国定教科書論」『日本』紙上に発表）、翌1902年の教科書疑獄事件後、教科書の国定化が強行され、1904年に国定教科書が発行された。この国定教科書発行前後に、国定化の是非が争われた国定教科書論争が起こった。久木幸男『日本教育論争史録』第一法規、1980、pp.152～177。
46. 樋口勘次郎「德育不振の原因」『帝国教育』352、1911.11.1。
47. 藤原喜代蔵『明治・大正・昭和教育思想学説人物史 第一巻 明治前期篇』東亜政経出版、1942、pp.7～8・728～732。
48. 樋口勘次郎「社会主義の迷妄」『帝国教育』339、1910.10.1、同「社会主義の迷妄」『帝国教育』340、1910.11.1、同「社会主義の迷妄」『帝国教育』341、1910.12.1、同「社会主義の迷妄」『帝国教育』344、1911.3.1、同「社会主義の迷妄」『帝国教育』345、1911.4.1。
49. 小林健三「樋口勘次郎研究」『玉川大学文学部紀要』9(1)、1969、pp.12・16。
50. 樋口勘次郎「教育は社会的ならざるべからず」『教育実験界』22-1、1908.1。
51. 樋口勘次郎『教育勅語の御精神』1908。
52. 本山幸彦『明治国家の教育思想』思文閣出版、1998、pp.342～347。
53. 同上、p.353。
54. 教育史編纂会『明治以降教育制度発達史』第3巻、教育資料調査会、1938、p.56。
55. 同上、p.95。
56. 海後宗臣『海後宗臣著作集 第6巻 社会科・道徳教育』東京書籍、1981、pp.681～682。
57. 宮坂広作・村田泰彦「日本資本主義の形成と教育」『日本近代教育史』（岩波講座 現代教育学5）1962、pp.155～156。
58. 小原国芳、前掲書、『沢柳教育—その生涯と思想—』、pp.286・313～314。